

新潟県食品衛生条例施行規則及び新潟県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第21号**

新潟県食品衛生条例施行規則及び新潟県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則  
(新潟県食品衛生条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県食品衛生条例施行規則(昭和43年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表(第2条関係)</b>            営業の衛生基準            第1・第2 (略)            第3 許可営業施設等の管理基準              1 製造業及び販売業                (1) 共通基準                  ア～ケ (略)                  コ 従事者の衛生教育                    (ア) (略)                    (イ) 許可営業者は、食品衛生責任者を定めた日又は変更した日から1年以内に、当該食品衛生責任者に食品衛生責任者養成講習会(食品衛生責任者を養成するための講習会として知事が別に定める講習会をいう。)を受講させること。ただし、当該食品衛生責任者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、この限りでない。                      a～c (略)                      d (略)                      <u>e 船内における食料の支給を行う者に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)第2条に規定する船舶料理士の要件を備える者</u>                      <u>f aからeまでに掲げる者のほか、これらに準ずる者として知事が認めた者</u>                    (ウ) (略)                  サ～セ (略)                (2) (略)              2 (略)            第4 (略)</p>	<p><b>別表(第2条関係)</b>            営業の衛生基準            第1・第2 (略)            第3 許可営業施設等の管理基準              1 製造業及び販売業                (1) 共通基準                  ア～ケ (略)                  コ 従事者の衛生教育                    (ア) (略)                    (イ) 許可営業者は、食品衛生責任者を定めた日又は変更した日から1年以内に、当該食品衛生責任者に食品衛生責任者養成講習会(食品衛生責任者を養成するための講習会として知事が別に定める講習会をいう。)を受講させること。ただし、当該食品衛生責任者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、この限りでない。                      a～c (略)                      e (略)                      <u>f 船舶料理士に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)第2条に規定する船舶料理士の要件を備える者</u>                      <u>g aからfまでに掲げる者のほか、これらに準ずる者として知事が認めた者</u>                    (ウ) (略)                  サ～セ (略)                (2) (略)              2 (略)            第4 (略)</p>

(新潟県食品衛生法施行細則の一部改正)

**第2条** 新潟県食品衛生法施行細則(昭和48年新潟県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(食品衛生に関する講習会)  <b>第19条</b> (略)            2・3 (略)            4 条例別表第1の1第10号イの規則で定める者は、</p>	<p>(食品衛生に関する講習会)  <b>第19条</b> (略)            2・3 (略)            4 条例別表第1の1第10号イの規則で定める者は、</p>

次の各号に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 食品衛生責任者養成講習会

ア～エ (略)

オ 船内における食料の支給を行う者に関する省令 (昭和50年運輸省令第7号) 第2条に規定する船舶料理士の要件を備える者

カ (略)

(2) (略)

次の各号に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 食品衛生責任者養成講習会

ア～エ (略)

オ 船舶料理士に関する省令 (昭和50年運輸省令第7号) 第2条に規定する船舶料理士の要件を備える者

カ (略)

(2) (略)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。